

## ブルネイ・ダルサラーム国の憲法構造

西

修

### 一 国の概要

ブルネイ・ダルサラーム国（以下ブルネイと略称）は、一九八四年一月一日に独立したばかりの新生国家である。同国は、ボルネオ島の北西部に位置し、マレーシアのサラワク州リンバン地区によって東西二つの地域に分けられた飛び地となっている。

総人口は二一万六千人（一九八四年ブルネイ経済企画庁資料による）で、うちマレー系が七二・九％、中国系二〇・四％、その他六・七％（このうち約三％がインド系、他はヨーロッパ人など）という人種構成になっている。イスラム教を国教とし、一般に使用されている言語はマレー語であるが、英語も広く通用している。

国土面積は、五、七六五平方キロ（ほぼ三重県の広さに相当）。食料の自給率は二〇％に充たないが、豊富な石油と天然ガスの輸出（東京都民が使用しているガスの四割はブルネイ産という）により、一人当りのGNPは約二万二千ド

ルと、アラブ首長国連邦に次いで世界第二位となっている。このような天然資源に恵まれているため、税金がなく、医療、教育は無料、車の保有率は、二・五人に一台と世界一、また各家庭には電気製品が普及している。

しかし、石油は二二世紀初めには枯渇するという見方があり、このため、石油資源依存の体質からの脱却をはかる施策をとりつつある。一九八六年から九〇年までの同国第五次五カ年計画は、「序説」ではっきりこのことを認めて、次のように述べている。「石油に大きく依存しているブルネイは、その経済の多様化が急務であることをつねに自覚してきた。さらに、その一連の開発五カ年計画を通じて、国家の経済的安寧の政府支出への依存度を徐々に減らし、民間部門の貢献度の負担増加に重点がおかれている。この目的は、生産性の高い雇用の機会を新たに創出し、さらにブルネイに、悪化する一方の石油価格、また場合によっては起りうる、石油の枯渇に対処させるためである。代替がきかず、しかも無尽蔵ではない石油の性質とも関連しているが、石油価格を下落気味にさせている最近の不穏な傾向は、上記の目的達成をめざした適切な政策手段を講じることが、今や一層の緊急事となった。」

同国の歴史はいたって古く、すでに六世紀には中国の文献に、ブルネイらしき国からの朝貢の記述があるという。一六世紀の第五代サルタン・ボルキアの時代に全盛期を迎え、ボルネオ島全土からフィリピンの南部諸島までを支配下においた。しかし、同世紀末頃より、スペイン、オランダ、イギリスからの侵略を受け、ついに一八八八年、イギリスの保護国となり、ブルネイの外交はイギリスの指揮下に入るようになった。

第二次世界大戦中の一九四一年―四五年は日本の占領下におかれた。日本降伏後、再び民政に戻り、最高権力がサルタン(国王)に与えられた。

一九五九年九月、イギリスとの間に協定が締結され、ブルネイの国防と外交に関し、引き続きイギリスが責任を負

うものとされた。同協定にもとづき、国防・外交につきサルタンに助言を与えるため、イギリス高等弁務官が派遣された。またこのときに憲法が制定され、この憲法が一九六一年、六三年、六四年、八三年、および八四年（二度）に改正されて、今日におよんでいる。

一九六二年九月には立法会議の議員を選出するための間接選挙が実施され、人民党が多数を占めた。人民党は、ブルネイ、北ボルネオ（サバ）およびサラワクを統合したボルネオ国家―北カリマンタン連合国―の樹立を企図、サルタンのマレーシア連邦への条件付参加構想と対立し、結局マレーシア連邦への参加は沙汰済みとなった。同年一二月に人民党に呼応して北カリマンタン軍と称する約三〇〇名の武装軍団が反乱を起したが、イギリス軍の援助を受けたサルタンによって鎮圧された。

六四年には立法会議に直接選挙制を導入するための憲法改正が採択され、翌年三月、選挙が実施された。しかし、この直接選挙制の規定は、七〇年五月の憲法停止により廃止され、その後復活していない。

六七年一〇月、サルタンのオマール・アリ・サイフティンが突然退位を表明、新しくハサナル・ボルキアがサルタンの地位についた。ここに弱冠二一歳の新サルタンが誕生した。

七九年一月、イギリスとの間に友好協力条約が結ばれ、八三年末のブルネイ独立が合意された。この条約にもとづき、八四年一月一日、ブルネイ・ダルサラーム国として完全独立を達成、即日英連邦へ加入し、また同月七日にはアセアンに、さらに同月一三日にはイスラム会議機構にそれぞれ加盟した。そして同年九月二一日、国連へ第一五九番目の国として参加が認められた。

この独立と同時に一九五九年憲法の復活も宣言されたが、八四年二月には立法会議が解散され、今日にいたるも同

会議は召集されていない。

以下の憲法構造の紹介は、主としてブルネイ政府が発行した法典集中の第一巻 *The Constitution of Brunei Darussalam* を利用し、補足的にオセアナ社発行の憲法集 *Brunei Darussalam (by Steven A. Holt and Janet Entwistle)* を使用した。両者に若干の相違がみられるが、前者が公式のものであり、またより新しいと思われるので、右のような使い方をした。なおブルネイに関する資料については外務省南東アジア二課および日本ブルネイ友好協会事務局長鷲見正氏にお世話になった。

## 二 憲法の内容

憲法はまず、サルタン（憲法の条文ではサルタンに対し *His Majesty the Sultan and Yang Di-Pertuan* という呼称を与えている）の憲法宣言を記した前文からはじまり、第一章を序（*Preliminary*）とし、憲法の呼称（ブルネイ・ダルサラーム国憲法と呼ぶ）、憲法の文言の定義が縷々述べられている。このような憲法の文言定義のための条項は英連邦構成諸国に多くみられるものであるが、第一条にいきなりもって来る例は余りない。

### (1) 国の宗教

第二章の標題を宗教とし、国の宗教がイスラム教（シャフィーフイ派）であることを明定している。ただし、他の宗教は、国のいかなる地域においても、安寧と調和をもって実践することが許されている（三条一項）。

国の宗教の長はサルタンであり（同条二項）、国の宗教、慣習および福祉のためにサルタンに責任を負う主要官吏を

それぞれ宗教顧問 (Religious Adviser)、アダト・イスティアダト官 (Adat Istiadat Officer)、および福祉官 (Welfare Officer) としてゐる (同条三項)。このうち、アダト・イスティアダト官は、デュリ・ペンギラン・パマンチャ (Duli Pengiran Pemancha) と呼ばれる高潔で傑出した人物である (二条一項)。

現在、同国の七〇パーセント以上がイスラム教徒と推定されており、多くの人びとの日常生活は、一九五四年に設置された宗務省の指導の下に、イスラムの教義にもとづいて行なわれている。

## (2) 行政

国の最高の行政権は、サルタンに付与され (四条一項)、その行政は、サルタンまたは閣僚会議、もしくは閣僚会議によって授権される大臣によって行使される。

行政権の行使につきサルタンに責任を負う第一人者は首相であり、首相は、イスラム教シャフィイー派に属するブルネイ・マレー人でなければならない (同条三項、五項)。

首相を補佐するために各大臣がおかれ、これら首相および大臣は、サルタンの署名と国璽を付した勅書により任命され、サルタンの信任ある期間、在職する (同条六項)。大臣を補佐するために、サルタンが任命する次官をおくことができる (同条九項)。

また法務総裁の規定もおかれており、サルタンにより、官報で告知することによって任命される (同条七項)。

これら首相および各大臣は、マレー語で、Majlis Mesyuarat Menteri Menteri と呼ばれる閣僚会議を構成する (一〇条)。

閣僚会議は、サルタンによって主宰され(一一条)、各成員はサルタンの信任のある間、同会議の議席を占める(一二条)。

閣僚会議の成員の間には、サルタンの指定する優先順位がつけられることになっている(一五条)。この順位について、オセアナ社の憲法典には、第一順位として摂政(摂政会議が設置されている場合)、続いてワジール、首相、副首相、内相、法務総裁、蔵相、宗教顧問、他の大臣、臨時大臣であることが明定されている。

閣僚会議のすべての成員は、その職務を行使する前に、サルタンまたはサルタンによって授権されている人の前で所定の宣誓を行なわなければならない(一二条)。閣僚会議の定足数は、議長を除き、五名とされている(一六条二項)。

閣僚会議は、サルタンの権限行使または義務履行において、諮問にあずかるものとされる。それゆえ、サルタンは、憲法および成文法上、自らの権限および義務とされているものについて、閣僚会議に諮ることになるが、自らの裁量権にあるものおよび次の場合には、必ずしも同会議に諮問しなくてもよいこととされている。(a)閣僚会議に諮問することにより、国家が物質的な損害を蒙ると、サルタン自身が判断する性質のもの、(b)同会議の助言を求めるほどの重要性をもっていないと、サルタン自身が判断する事項、または(c)非常に急を要し、必要な時間内に同会議の助言を得ることができないと、サルタン自身が判断する事項。ただしこの事項については、サルタンは、できる限り早い機会に、その採った措置を、理由を付して閣僚会議に通知しなければならない(一八条三項)。

またサルタンは、閣僚会議の過半数によって彼に与えられた助言に反対して行動してもよいとされている。ただしこの場合は、なぜ同会議の助言に反対したか、その理由を議事録に残しておかなければならない。またそのような場

合、会議の成員がサルタンに与えた助言ないし意見を記録に残しておくように要求することができる（一九条一項、二項）。

このように、サルタンはせつかくの閣僚会議による諮問を無視してもよいわけで、独断専行が憲法上認められていることになる。また實際上、現在、現サルタンのハサナル・ボルキアは、首相、蔵相、内相のポストを兼任しており、前サルタンで現サルタンの父であるオマール・アリ・サイフディンが国防相、現サルタンの弟、モハメッド・ボルキアが外相、同じく現サルタンの弟、ジェフリ・ボルキアが文化・青年スポーツ相の地位にあり、サルタン一家が閣僚会議を完全に牛耳っている。右のうち前サルタン、オマール・アリ・サイフディンが八六年九月七日、死亡し、現サルタンが国防相も兼職したとの情報がある。

なお、現在、行政府は、総理府、大蔵省、内務省、国防省、外務省、文化・青年スポーツ省、法務省、通信省、教育・保健省および開発省の一府九省で構成されている。

次に、サルタンを補佐する機関として、マレー語で *Majlis Meshuarat Di-Raja* と称する枢密院がおかれている。枢密院は、摂政会議が設けられているときは摂政、職権による成員、すなわち首相、ワジール、閣僚会議の成員、およびサルタンが官報の布告によりその都度指定する人物、その他サルタンが国璽を付した勅書によって任命する成員（任命による成員）で構成される（五条二項）。法務総裁は枢密顧問官ではないが、恩赦の付与などについてサルタンに助言を与えるため、枢密院の会議に出席する権利を有する（五条五項）。

枢密顧問官は、職務を遂行するに際し、宣誓または宣言をし、枢密院開議のための定足数は三分の一である（五条四項、七条二項）。

枢密院は、サルタンのなす恩赦の大権、憲法の改正または廃止、位階、称号、名譽の付与に關しサルタンに助言を与えるほか、成文法またはサルタンによって与えられている権能を行使する (六条一項)。

右のうち恩赦についてみると、サルタンは、有罪となった者に対して、適當と考えれば、自由な赦免、不特定または特定期間の刑の執行猶予、より低い刑への換刑、罰金の全部または一部免除を命ずる大権を有する (九条)。また、逆に枢密院の助言を受けても、サルタン自身が適當と思わなければ、有罪者に対し赦免したり、減刑したりする必要はない。ただしサルタンが枢密院の過半数の判断と異なる決定を下したときは、その旨を枢密院の議事録に理由を付して記載しなければならない (九条二項)。ここにもサルタンに大きな裁量権が与えられていることが分かる。

現在、枢密院は三五名のメンバーから成る。

### (3) 立法

まず最初に注目されるのは、法律の制定権者はサルタンだということである。憲法三九条一項は次のように規定する。「サルタンが、立法會議の助言と同意を得て、かつ本憲法の規定に従って、国の安寧、秩序および善政のために法律を制定することは合法である。」こうして憲法は、サルタンに立法権を与え、立法會議をあくまで立法のための諮問機関と位置づけている。立法會議は、マレー語で *Majlis Mesyuarat Negeri* と呼ばれている (二三条)。

立法會議は、六名の職権による議員、五名の公務員ならびに一〇名の任命議員で構成される (二四条)。

右のうち、職権による議員は、首相、大臣、法務総裁、および宗教顧問であり (二五条)、公務員議員は、公務員職を有する者の中からサルタンが国璽を付した勅書により任命する (二六条)。また任命議員は、公務員職を有しない者



の中からサルタンが国璽を付した勅書により任命する（二八条）。このほかに選出議員がおかれていたが、七〇年の憲法停止のときに廃されて以来、復活していない。

このように、首相、大臣、法務総裁および宗教顧問は、閣僚会議と立法会議の成員を兼ねている点に大きな特色が見出される。公務員議員および任命議員は、サルタンの臣民であり、かつ二一歳以上であることが資格要件とされている（二九条）。また、次のような者は公務員議員または任命議員になる資格がないとされている。(a)外国に忠誠、服従を誓っている者、(b)精神病を宣告されている者、(c)ブルネイ、英連邦のいかなる地域、またはアイルランド共和国の裁判所で裁判により死刑または収監（名称のいかんを問わず）の刑を受けたことのある者、但しこれは、上訴の期間が終了していない者または上訴裁判所で死刑または収監（名称のいかんを問わず）の刑を受けるまでの間の者、自由赦免を受けた者、収監の刑期を終えて三年以上経過した者、サルタンが諸事情を斟酌し適用すべきでないとは判断した者に対しては適用されない、(d)破産宣告を受けた者、(e)政府と一千ドル以上の契約を結んでいる会社の当事者、部長または支配人（三〇条）。

立法会議議員の任期は、事前に解散されない限り、五年であるが（五五条二項）、その期間内でも、サルタンの不信を買ったり、サルタン自身によって議員職を履行することができないと判断されれば、議員職を辞さなければならぬ（三一条一項、五項）。さらにサルタンは、公務員議員および任命議員の任命の有効性、議員職の空席に関する疑義について決定する専権を保有している（三一条一項）。

立法会議議員にも優先順位がつけられており、それによると第一順位が職権による議員（その中では首相、大臣、法務総裁および宗教顧問の順）、第二順位に公務員議員と任命議員とが同列におかれ、任命の古い方（同日の場合はサルタン

が指定)に上席権が与えられている。そして第三順位に、サルタンの指定する席次に従い、臨時議員がおかれている(三六条一項)。

サルタンは、立法会議の議員中または議員外から、立法会議議長を任命する(三七条一項)。このように、議員外にも議長任命の途を開いたのは、議長の公平をはかること、適材を用いることができるなどの効用があり、英連邦諸国憲法にみられるものである(たとえば、マレーシア、シンガポール、マルタ、タンザニア、ガイアナ、ウガンダなど)。

次に、立法過程をみると、法律案、討論のための動議ならびに請願の提出権は、立法会議のいずれの議員にも付与されている(四〇条一項)。ただし、(a)国の財政・通貨、(b)国に起因する負債の支払いまたは返却、(c)統合歳入基金の保管、金銭の統合歳入基金への記載または廃止、(d)統合歳入基金への金銭の繰り入れ、金銭の統合歳入基金からの支払い、発行または取り消し、についてその額の減少による以外の変更、(e)統合歳入基金による金銭の受領、当該金銭の保管または発行、国家会計の検査、(f)金銭の借り入れ、国家による保証の付与、国家の財政負担に関連する法律の改正、(g)税金または手数料の割り当て、に関し規定しまたは影響をおよぼすような法律案、討議のための動議または請願については、事前にサルタンの同意を得ない限り、手続を進めてはならない(同条二項)。

また、議長が次の範疇に入ると判断する法律案または、法律案の改正についても、事前にサルタンの同意がなければ、立法会議は審議を進めてはならない。(a)銀行券の発行、銀行協会の設立、または、その定款の改定に関する法律案、(b)その規定が条約または協定によりサルタンに課されている義務に抵触すると思われる法律案、(c)国防もしく治安の問題(四二条一項)。

そして、注目すべきは、次の規定である。すなわち、サルタンは、立法会議に提出された法律案もしくは提起され

た動議が公共の秩序、誠実、善政のために得策であると判断し、立法会議が相当の期間内と形式において、当該法律案もしくは動議を通過させることができないときは、本憲法もしくは議事規則の規定にかかわらず、いつでも、当該法律案もしくは動議が立法会議を通過したものとして宣言することができるのである。それに伴い、サルタンは自動的にその法律に裁可を与えたものとされ、また首相が官報でその旨を告知する（四七条一項）。

こうしてみると、立法の分野においても、サルタンは絶大の権限を保有しており、絶対王政といわれるゆえんである。

なお、立法会議は、一九八四年二月にサルタンによって解散され、憲法の第三章「立法会議」および第七章「立法会議における立法および手続」は一時的に停止され、今日にいたるも解除されていない。

#### (4) 司法

憲法は、司法に関する規定を全くおいていない。ただ憲法解釈に疑義が生じた場合に決定を下す憲法解釈裁判所の規定があるだけである（八六条、後述）。

このように司法に関する規定を全くおかなかつたのは、この憲法がマレーシアの州憲法にならつたためだといふ（安田信之「ブルネイ法制度瞥見」アジ研ニュース一九八五年三月号）。

安田信之論文によれば、ブルネイでは最高法院として、控訴院（Court of Appeal）と高等法院（High Court）があり、前者は高等法院からの上訴を管轄し、さらにその上訴は、イギリスの枢密院司法委員会に対して行なわれる。また後者は無限の第一審管轄権を有するほか、下級のマジストレート裁判所（原則として民事では一万ドル未満、刑事では

五年未満の懲役とされる事件を第一審管轄権としている)からの上訴を扱う。控訴院長官および高等法院首席判事は、香港高等法院の判事が兼任しており、各法院の開廷期に、これらの判事が香港から出張してくるといふ。

以上は普通の裁判形態であるが、イスラム関係の事件については、別系統の宗教裁判所が設置されている。

#### (5) 財政その他

第八章は、財政に関し一四カ条を割いている。まず、租税は法律によるのでなければ賦課されない(五六条)。現在同国には税金がないことは、すでに述べた通りである。国家により徴集または受領された歳入または金銭は、統合歳入基金(Consolidated Fund)と称される一つの基金に繰り入れられ、また同基金から支払われる(五八条)。

サルタンおよびその妻のために必要な王室費に関する規定が特に設けられており、これらの費用は、議会が法律で定め、統合歳入基金に預け入れられる(五七条)。

この統合歳入基金のほかに、緊急かつ予見されない歳出の必要性を充すため、議会は法律により、偶発損失積立金引当基金(Contingencies Fund)を設けることができる(六四条)。

国の会計を監査するため、サルタンにより任命される会計検査官がおかれている。この会計検査官は、その部下とともに、いつでも国の会計に関するあらゆる帳簿、記録、報告書を見ることができ(六七条)。会計検査官は、サルタンおよび立法会議に報告書を提出しなければならない(六八条)。

なお、財政に関する第八章の諸規定は、イスラム教の歳入および基金に適用されないこととされており(六九条)、ここにも国教としてのイスラム教の特別な地位が認められている。

第九章は、公務員に関する規定を配している。公務員は、サルタンの信任のある限り、その職を保つことができる(七〇条)。

岐阜大学助教授内堀基光氏のレポートによれば、ブルネイの全労働人口の半分近く、ブルネイ・マレー人の八割以上が公務員であるという(中日新聞、昭和六一年四月一日付)。しかも公務員には無利子に近い住宅ローン(年〇・五%)、無利子の自動車ローン(三年返済)のほか通勤のためのガンリン手当や、三年に一度のシンがポール旅行という恩典までついている。まさに役人天国である。

このような公務員の任命、転属、昇進、解雇、懲戒処分を行なうために、サルタンの諮問機関として、憲法上、公務員委員会(Public Service Commission)が設置されている。

公務員委員会は、委員長とサルタンの定める人数の委員で組織される。任期は三年で、再任が可能である(七一条一項、二項)。

同委員会委員の身分は保障されており、職務遂行の不能(肉体的・精神的その他の理由により)もしくは非行、または事案がブルネイもしくは英連邦のいずれかの地域で上級裁判官の職を現在保有しているか過去に保有していたことのある人によって調査され、かつその人が委員の罷免を提議しなければ、サルタンによって解任されることはない(同条三項(a)、(b))。

第一〇章には、国璽(The State Seal)に関する規定の一カ条のみが設けられており、それによると、サルタンがブルネイ・ダルサラーム国の国璽を保管し、かつ使用するものとされている(七九条)。

第一章は、雑則として、憲法の効力、法務総裁、公用語、非常事態、サルタンの特権についての憲法の効力に関

する規定がおかれている。

まずサルタンは、本憲法の公布後三年以内に、憲法の規定に反しない範囲で、現行の諸文書(制定法、規則、条例、布告、命令等)に何らかの規定の修正、追加、適用をしたり、現行の諸文書により、当該命令で付与された人または官庁の職務、権限、義務を変更したり、任命権を行使したりなどすることができる(八〇条)。

法務総裁 (Attorney General) は、サルタンまたは政府により付託されたブルネイの国事に関するすべての法律問題について諮問にあずかる。またムスリム法廷または軍事裁判所における審理手続以外のすべての犯罪事件に関し、審理手続を定め、続行または中止を決定する裁量権を有する。法務総裁は、その権限行使に際し、他のいかなる者の指示または統制に服しない(八一条)。かくして法務総裁の独立が保障されている。

公用語については、マレー語とされているが(八二条二項)、この憲法施行後五年間およびそれ以後は法律の定める別段の期間まで、英語も公的的目的のために使用され得る(同条二項)。

枢密院、閣僚会議および立法会議における公用語はマレー語であるが、議長の許可を得て成員は英語を使用することができる。また議長の許可を得て通訳を雇うことができる(同条三項)。

また英語は、公的文書にも使用され得、その場合はマレー語とともに真正な文書とされる(同条四項)。

この憲法の施行後五年間、およびそれ以後は法律で別段の定めをするまで、立法会議に提出されるすべての法律案または改正、ならびに成文の諸法典はマレー語と英語で書かれるものとし、もし両語の間に疑義が生じたときは、それらが法律案、憲法、王位継承と摂政の宣告または国籍法下下の成文法においては英語が優越し、本憲法、王位継承と摂政の宣告または国籍法においては、マレー語が優越すると定められている(同条五項)。

憲法は、非常事態に関し、詳細な規定を設けている。すなわち、まずサルタンは、戦争、外部からの侵襲、国内の騒擾により、ブルネイの全域または一部地域の安全または経済生活が現実脅威にさらされ、またはその恐れがあるような、公的危険状態が存在すると判断したときは、布告により、国の全域または一部に非常事態を宣言することができる。この布告は、別段の措置がなされない限り、二年を限度とする。サルタンは、公共の利益上、のぞましいと判断すれば、いかなる命令をも発することができ、この命令違反に対し罰則を設けることができる。ただし、当該命令は、裁判によらないで、死刑、収監、罰金刑を科することができる（八三条一項―三項）。

当該命令は、次のような事項について定めることができる。(a)出版物、著作、地図、写真、伝達手段の検閲、統制、発刊停止、(b)逮捕、拘留、排斥、追放、(c)港湾、領海、船舶航行に対する統制、(d)陸・空・海の輸送機関、人・動物・物資の輸送および移動に対する統制、(e)貿易、貯蔵、輸出、輸入、生産、(f)食料、水、燃料、灯火その他の必需品の供給および分配、(g)財産とその利用の充當、統制、没収、処分、(h)公務員その他の者への権限付与、(i)労働およびサービスの提供の要求、(j)特別警察の設置、(k)当該命令に定められている事項を決定するために裁判所その他の機関の設置、ただし拘留または罰金を科す権限はない。(l)成文法の規定の修正、破棄、停止、(m)敷地への立入り、搜索、人の搜索、尋問、(n)料金その他の支払いの設定（同条四項）。

サルタンはまた、命令により、非常事態期間中、強制的に要求された労働および収用された土地のための補償の支払いを含む財政上の規定を設けることができる（同条五項）。

右のすべての命令は、立法会議の次の会議に提出され、立法会議は当該命令の効力停止を決議することができる。この決議は、サルタンの同意があったときに、成文法の廃止と同様の効力を有する（同条七項）。ここに、立法会議の

命令に対する停止決議があっても、サルタンの同意がなければ、命令の停止がなされないわけである。

憲法は、軍隊に関する規定をおいていない。しかし、同国の軍隊は、イギリスとの協定により駐留している英国軍(グルカ兵一個大隊九〇〇名)と正規軍四〇五〇名で構成されている(ミリタリーバランス一九八五―八六年版による)。英国軍は主として外敵の侵入に備えることを目的に、石油基地のあるセリアに駐留し、ブルネイ王国軍は、国防のみならず治安維持の任も帯びている。このほか一七五〇名から成る警察隊がある。

最後に、第一二章は、憲法の改正と解釈に関する諸規定を定める。

まずサルタンは、布告により、憲法の規定を改正し、または廃止することができる。この改正または廃止には、憲法改正手続条項そのものが含まれると明記されており、わが国において、憲法改正の限界として、改正条項そのものは入らないという学説との関連で注目される。

サルタンは、憲法改正の権限行使に関して枢密院と協議しなければならないが、枢密院の助言に従うことは義務づけられていない。ただし、憲法改正案が立法会議の決議により承認されなければ、憲法の改正または廃止の布告を発することができない(八五条)。

サルタンは、本憲法の規定の意味、解釈、効力を含むあらゆる問題を憲法解釈裁判所に付託することができる。

憲法解釈裁判所は、議長(コモンウェルスのいずれかの地域における上級司法官で、少なくとも一〇年間は法律の実務経験のある者)と二人の成員から構成され、いずれもサルタンにより国璽を付した勅書により任命される。

決定は過半数決によるものとされ、当該決定はあらゆる人に対し拘束的かつ完結的であり、この決定に対し他の裁判所に審問されることはない(八六条)。



### 三 おわりに

以上みてきたように、ブルネイの憲法構造は、サルタンに権限が集中しており、基本的人権、裁判所に関する規定がなく、通常の意味での民主主義的憲法とはいえない。

同国高官の説明では、サルタン陛下は、全国民に目を配り、全国民の意思を体しているから、問題はないという。たしかに石油、天然ガスから上る膨大な国庫収入により、福祉の充実はかなりいき届いているといわれる。しかし、二〇パーセントの中国系住民の九割が市民権をもたず、かれらは、その意思を政治の場に反映させることができないまま、潜在的な不満を高めているという（木村陸男「新興国ブルネイの歴史と現実」アジ研ニュース前掲書）。

近年、同国には政党が存在していなかったが、一九八五年五月にはブルネイ国家民主党（BNDP）が、八六年二月にはブルネイ国民統一党（BNUP）が発足した。前者がサルタンを支持しつつも、民主的改革を主張しているのに対し、後者はサルタンとその政府の政策の全面的な支持を唱えている。前者は現在、ほとんど活動していないといわれているが、国民の政治参加という点で、今後の政党のあり方が注目される。

ブルネイ国民の半数が二〇歳以下である。サルタンも四〇歳と若い。この新生国家が、石油依存体質からいかに脱皮し、成長していくのか、非常に関心が寄せられるところである。